

○建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料一覧（秋田県の場合）

※秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

1. 工場等の場合

手数料条例の表 1（工場等）

非住宅建築物の床面積	(1)モデル建物法により評価した場合	(2) (1)以外の場合
300㎡以上1,000㎡未満の場合	24,000円	28,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	34,000円	39,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	84,000円	90,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	127,000円	133,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	157,000円	164,000円
25,000㎡以上の場合	194,000円	202,000円

2. 工場等以外の非住宅建築物の場合

手数料条例の表 2（工場等以外の非住宅建築物）

非住宅建築物の床面積	(1)モデル建物法により評価した場合	(2) (1)以外の場合
300㎡以上1,000㎡未満の場合	97,000円	247,000円
1,000㎡以上2,000㎡未満の場合	129,000円	323,000円
2,000㎡以上5,000㎡未満の場合	208,000円	460,000円
5,000㎡以上10,000㎡未満の場合	271,000円	566,000円
10,000㎡以上25,000㎡未満の場合	325,000円	669,000円
25,000㎡以上の場合	381,000円	763,000円

3. その他

①計画の変更に伴う適合性判定又は軽微な変更該当証明書の交付申請手数料は、上記手数料の額の2分の1の額になります。

②建築物に工場等以外の用途が含まれている場合は、「1. 工場等」ではなく「2. 工場等以外の非住宅建築物」として取り扱います。